

第2次美馬市教育振興計画

概要版

基 本 理 念

たくましく育ち豊かな学びを実現する教育・文化の創造

～郷土の未来を担う人材の育成～

社会が大きく変化する中で、本市に住むすべての人が、豊かな人生を送ることができるよう、個々の多様な特性や能力を生かした教育振興を目指します。

また、郷土の未来を担う人材の育成に重点をおき、理念に基づき施策を推進します。

平成 29 年3月
美馬市教育委員会

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

現在、国際化社会や情報化社会への移行、科学技術の急速な進歩により、世界全体が急激に変化を遂げています。また、少子高齢化の進展や雇用環境の変容、地球規模の課題への対応等先行きが依然として不透明な状況にあります。一方、教育現場においても、インターネットやスマートフォン等の急速な普及や深刻化するいじめ・不登校問題、子どもたちの規範意識の低下、保護者の価値観の多様化等、学校を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、社会教育においても、近年、高齢化の進行、社会の成熟化に伴い、市民の学習ニーズがますます高度化、多様化しており、本市に暮らす人々が自己実現を目指して、自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境が求められています。

そこで、国の流れやこれまで本市が取り組んできた状況を踏まえつつ、今後5年間の教育・生涯学習の方向性を示すとともに、学校・家庭・地域・教育委員会、すべての主体が連携しつつ、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進していくための計画として策定しました。

計画の位置づけ

美馬市教育振興計画は、まちづくりの最上位計画である美馬市総合計画との整合性を図りながら、教育行政計画として位置づけるものとします。

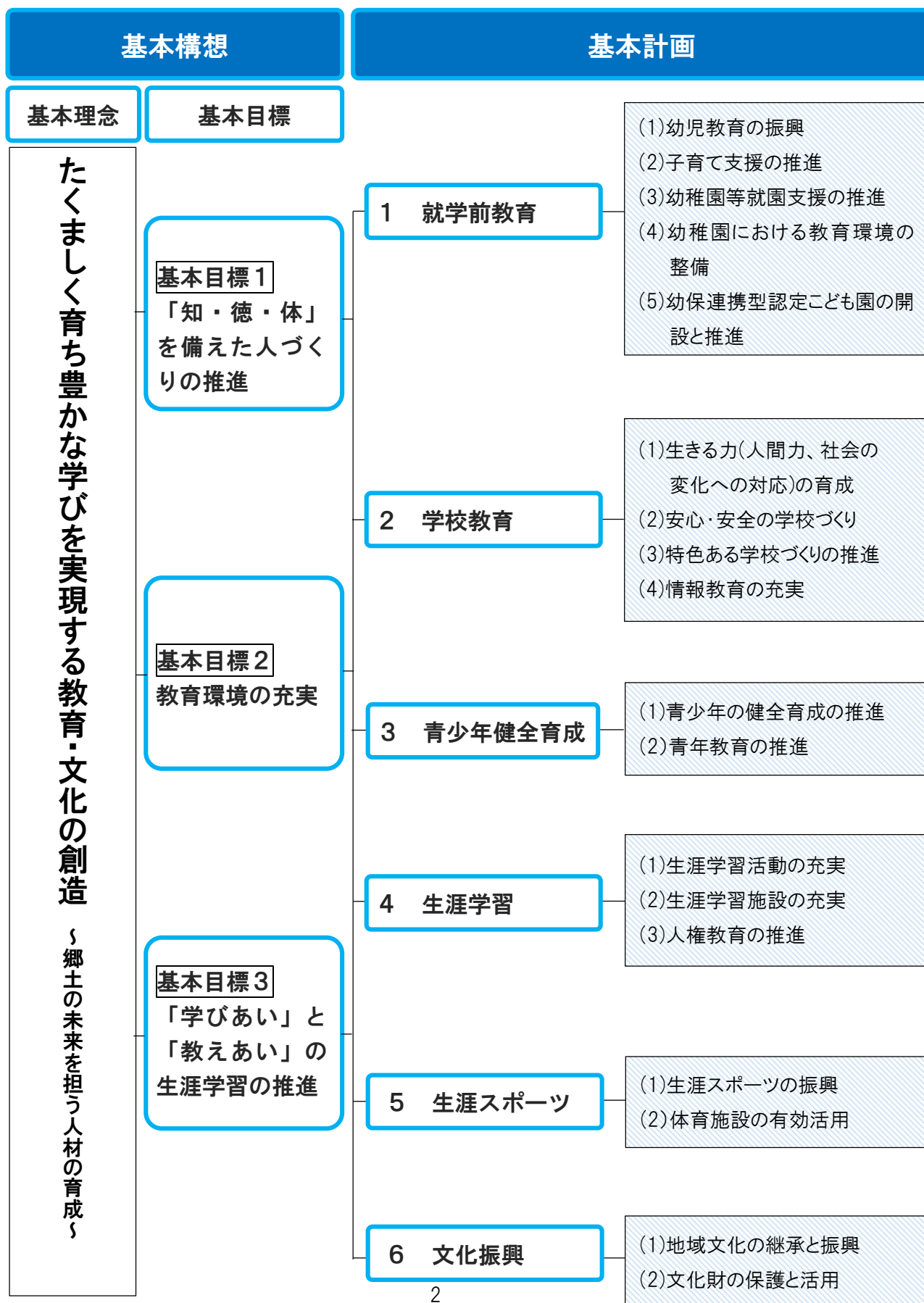
また、関連するまちづくり各種計画（地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画、高齢者保健福祉計画等）との整合性を図ります。

計画の期間

美馬市教育振興計画は、基本構想と基本計画で構成します。

基本構想、基本計画ともに計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

計画の体系図



基本目標

基本目標1 「知・徳・体」を備えた人づくりの推進

- ・未来を担う子どもたちが、地域社会の形成者として、様々な分野で活躍することができる素地を養うことが大切です。
- ・人間関係が希薄化している今日、コミュニケーション能力は、子どもたちの問題行動をはじめ地域の様々な課題を解決する上で必要な能力です。

【めざす方向性】

- 子ども一人一人が確かな学力を身につけ、人を大切にする心、自然や美しいもの等に感動する豊かな心を育み、健やかな体を培う教育を推進します。
- 「生きる力」をしっかりと発揮し、自信を持って自分の人生を切り拓き、未来を創生する人づくりを推進します。

基本目標2 教育環境の充実

- ・本市の未来を託す「人づくり」を進めていくためには、学校（園）、家庭・地域のそれぞれが、その果たす役割を再認識し、教育を受ける子どもたちの視点に立った教育環境を整備していくことが大切です。

【めざす方向性】

- 家庭や地域との連携を深め、教職員等への支援体制、施設整備や設備充実、適正規模・適正配置を図るなど、学校（園）の教育力を高めるための環境整備を推進していきます。
- 家庭における家族のつながりを深めるための施策を推進していきます。
- 地域活動への支援及び住民団体、社会教育施設等とのネットワーク化を図り、学びを支援する環境づくりを推進していきます。

基本目標3 「学びあい」と「教えあい」の生涯学習の推進

- ・本市に住む一人一人が生活に必要な知識や技能を学び、また生活の質の向上のために文化や芸術、スポーツ等に触れ、教養を身につけていくためには、生涯を通じて学習や活動に取り組んでいくことができる環境を整備していくことが大切です。

【めざす方向性】

- 多様化する今日的課題や市民ニーズに対応した学習機会を提供し、市民のライフステージに応じた学習活動を支援していきます。
- すべての市民活動の基盤となる健康づくり、体力づくりに向けて、身近な地域で気軽にスポーツに親しめる機会を提供していきます。

施策の基本的な方向

1 就学前教育

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前教育は、子どもの健やかな育ちにとって大切な役割を果たすため、幼児期の発達特性に応じたきめ細やかな指導を行っていきます。また、子どもの数の減少や保護者・地域の多様なニーズに対応した幼稚園と保育所型認定こども園の施設等の一体的運営の推進などを進めていきます。

(1) 幼児教育の振興

- ①幼児教育の充実
- ②小学校教育との連携・接続の強化
- ③未就園児の幼稚園生活への連続性
- ④教諭及び保育教諭の資質及び専門性の向上
- ⑤幼稚園等の学校評価と情報公開

(2) 子育て支援の推進

- ①幼稚園等における子育て支援の推進
- ②家庭・地域社会との連携・強化
- ③一時預かり事業の充実と推進

(3) 幼稚園等就園支援の推進

- ①就園年齢の一層の拡充
- ②保護者の経済的負担軽減施策等の周知と円滑・適正な実施

(4) 幼稚園における教育環境

- ①行き届いた教育を進めるための教育条件の充実
- ②施設・設備の充実

(5) 幼保連携型認定こども園の開設と推進

- ①幼稚園と保育所型認定こども園の施設等の一体的運営の推進

2 学校教育

本市の子どもたちの行動憲章である「みまっこ宣言」に基づき、心身ともに健やかで郷土愛豊かな子どもの育成に努めていきます。また、急激な社会の変化に伴い、子どもたちを取り巻く教育環境も大きく変化しており、さまざまな問題が懸念される中、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力の育成を図っていきます。

(1) 生きる力（人間力・社会の変化への対応）の育成

- ①確かな学力の育成
- ②豊かな心の育成
- ③道德教育の充実
- ④人権教育の充実
- ⑤生徒指導の充実
- ⑥運動習慣の確立と学校体育・部活動の充実
- ⑦特別支援教育の充実
- ⑧外国語（英語）教育・国際理解教育の充実
- ⑨環境教育の充実
- ⑩キャリア教育の充実
- ⑪教職員の資質・能力の向上
- ⑫学校・家庭・地域の連携・協働

(2) 安心・安全の学校づくり

- ①学校施設の耐震化の推進
- ②学校施設・設備の充実
- ③学校安全の推進

- ④防災教育の推進
- ⑤健康教育の充実
- ⑥食育の推進
- ⑦学校給食の充実

(3) 特色ある学校づくりの推進

- ①学校再編計画の推進
- ②学校図書館の整備
- ③児童生徒の健全育成の推進
- ④開かれた学校づくりの推進

(4) 情報教育の充実

- ①情報教育の推進
- ②ICTの活用
- ③情報モラルの習得

3 青少年健全育成

青少年を取り巻く様々な課題に対して、自然体験や人々とのふれあいを通じての自立心や規範意識等を育む場づくり、また勤労体験や生活体験等を通じて、社会とのつながりや関わりを体験的に学びながら、社会貢献への意欲を育む場づくりを推進することが大切です。

また、選挙権年齢が満18歳に引き下げられたことなどにより、これまで以上に青年が国家・社会の形成者であるという意識を醸成するため、青年リーダーを発掘・養成し、青年の主体的活動を促進していきます。

(1) 青少年の健全育成の推進

- ①地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実
- ②青少年育成センターの充実

(2) 青年教育の推進

- ①青年の社会参加活動の推進

4 生涯学習

個人の生き方、価値観や行動様式の変化により、幅広い年齢の人々に学ぶことへの意欲が高まっています。そのため、広報紙等を通じての学習情報の提供、教育集会所、図書館等を拠点とした学習機会の提供などにより、市民の多様で今日的な学習ニーズに応えられる社会教育施設の運営に努めていきます。

また、市民の人権意識の高揚や幅広い理解を得られるよう、自発的な人権学習を促進していきます。

(1) 生涯学習活動の充実

- ①市民の学習ニーズに対応した生涯学習活動の推進
- ②生涯学習活動の支援体制の確立
- ③国際理解の促進

(3) 人権教育の推進

- ①人権意識の高揚
- ②理解と共感を得られる人権教育・啓発の推進
- ③美馬市人権教育推進協議会の活性化と実践の支援

(2) 生涯学習施設の充実

- ①地域学習の拠点づくり
- ②情報発信機能の強化

5 生涯スポーツ

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であるとともに、スポーツが青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等、市民生活の多面にわたる役割を担うとともに、大きな貢献が期待されています。

そのため、総合型地域スポーツクラブの資質向上やスポーツをしやすい環境づくりを図るとともに、体育施設の有効活用に努めていきます。

(1) 生涯スポーツの振興

- ①生涯スポーツの振興
- ②総合型地域スポーツクラブの育成
- ③スポーツをしやすい環境づくり
- ④スポーツ推進委員の充実

(2) 体育施設の有効活用

- ①体育施設の有効活用

6 文化振興

市内には、文化財指定された史跡の他、地下には様々な埋蔵文化財があり、歴史的に非常に重要なものが存在していることも考えられており、伝統文化の次世代を担う子どもたちに継承していくために、「ふるさと教育」として伝統文化子ども教室の活性化を図ります。また、地域の歴史や文化について、広く市民に周知し後継者の育成支援を図るため、文化財や関連施設を活用した学習の場の提供に努めていきます。

(1) 地域文化の継承と振興

- ①地域文化の継承
- ②地域文化の振興
- ③文化環境の整備

(2) 文化財の保護と活用

- ①文化財の保護
- ②重要伝統的建造物群保存の推進
- ③重要文化的景観保存の推進
- ④史跡保存整備の推進
- ⑤遺跡の発掘調査の推進
- ⑥文化財の活用

計画の推進に向けて

(1) 市民参画・協働による計画の推進

(2) 計画の進捗状況の評価

(3) 市民への啓発

(4) 全庁的な連携体制の構築

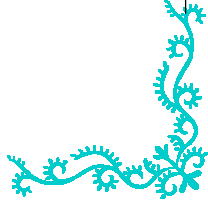



みまっこ宣言

わたしたちは、次のような子どもに成長できるよう日々生活していきます。

- 友だちが困っている時、見て見ぬふりしないで
助け合いのできる子ども
- 何事にも根気強くがんばれる子ども
- していいことか、わるいことかよく考えて行動
できる子ども
- たったひとつしかない自分の命、他人の命を大切
にできる子ども
- 自分の町のよさを知り、大好きになれる子ども

以上のような子どもになるよう、ここに宣言します。



平成 18 年 11 月 2 日制定

美馬市教育委員会

第 2 次美馬市教育振興計画 概要版

発行年月：平成 29 年 3 月

発 行：美馬市教育委員会 教育総務課

〒777-8577

徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地 5（美馬市役所南館 3 階）

TEL：0883-52-8010 FAX：0883-53-8890

E-mail：kyouiku@mima.i-tokushima.jp

ホームページ：http://www.city.mima.lg.jp/